

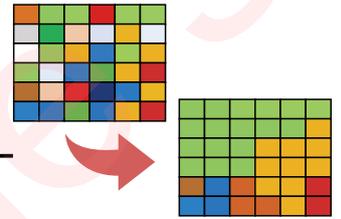
農業の成長産業化・農業所得の増大へ

農業経営基盤強化促進法等 2022年改正のあらまし



全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

「人・農地プラン」が地域計画として法定化

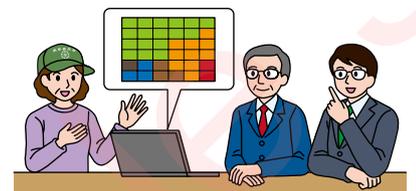


「人・農地プラン」が「地域計画」と名称を変えて基盤法に位置付けられ、「目標地図」に沿って地域一体となった農地の集約化等を進めることになりました。

地域計画策定の意義とメリット	2
農業委員会は、地域計画の策定で重要な役割を担います	2
地域計画の策定に向け、早めの準備を進めましょう	3
農業者と関係機関による「協議の場」を設置しましょう	4
「協議の場」の区域例	4
協議の進め方	5
協議の内容	7
協議結果の公表	10
「目標地図」の素案の作成	10
作成手順	11
地域計画を策定しましょう	11
地域計画の内容	12
地域計画は2年間で作成します	15
地域計画の策定手順	15
地域計画の公告	15
農業委員会サポートシステムを活用しましょう	16
地域計画に関連した補助事業があります	17
地域計画の実現に向けた支援	17

農地の集約化の手法等

「地域計画」の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」（促進計画）に沿って農用地の所有者等に農地バンクへの貸し付けを積極的に促すことになりました。



「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」	
「農用地利用集積等促進計画」（促進計画）に一本化されました	18
「促進計画」策定で農業委員会の意見を聴きます	19
農業委員会は農地バンクの活用を促します	19
「地域計画」策定を提案する特例が設けられました	20
農地バンクは「促進計画」の案の策定を市町村長に求めることができます	21

農地バンク活用のメリットが増えました	21
「農地利用最適化推進指針」の策定が義務化されました	22
農用地区域除外に「地域計画の達成」が追加されました	23
遊休農地・所有者不明農地の利用権設定期間が引き上げられました	23

ポイント

3

人の確保・育成

「農業を担う者」の確保・育成を行う拠点（農業経営・就農支援センター）を整備し、関係機関・団体が情報の収集、連携協力や援助を進めることになりました。



基本方針・基本構想に「農業を担う者の確保及び育成」が追加されます	25
「農業を担う者」の確保・育成体制が整備されます	25
農地取得の下限面積要件が廃止されました	26
農地の利用を支える取り組みを推進します	27

農山漁村活性化法の改正

人口の減少や高齢化が深刻化する農山漁村では、農用地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取り組みを計画的に推進することになりました。



活性化事業に「農用地の保全等に関する事業」が追加されました	28
「活性化計画」は「地域計画」と一体的に推進します	29
所有権移転等促進計画に「農用地の保全等に関する事業」を追加	30
多面法に基づく認定申請手続きが簡略化されます	31
農地転用許可等の手続きが迅速化されます	31

<凡 例>

農業経営基盤強化促進法	基盤法
農地中間管理事業の推進に関する法律	機構法
農業振興地域の整備に関する法律	農振法
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	活性化法

「人・農地プラン」が 地域計画として法定化

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されており、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取り組みが課題となっています。

このため、「人・農地プラン」を法定化するとともに、市町村が地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しながら農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるための農業経営基盤強化促進法等の改正法が令和4年5月に成立しました。

改正法は令和5年4月1日に施行され、「人・農地プラン」が「地域計画」（地域農業経営基盤強化促進計画）と名称を変えて同法に位置付けられています。法改正による最も大きな違いは、「地域計画」の策定にあたって新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成する必要があることです。農業委員会は市町村の求めに応じてこの「目標地図」の素案を作成することとなっていますので、これまで以上に農業者等の意向把握を進めることが大切になります。



「人・農地プラン」「地域計画」を簡単に言うと…

人・農地プラン

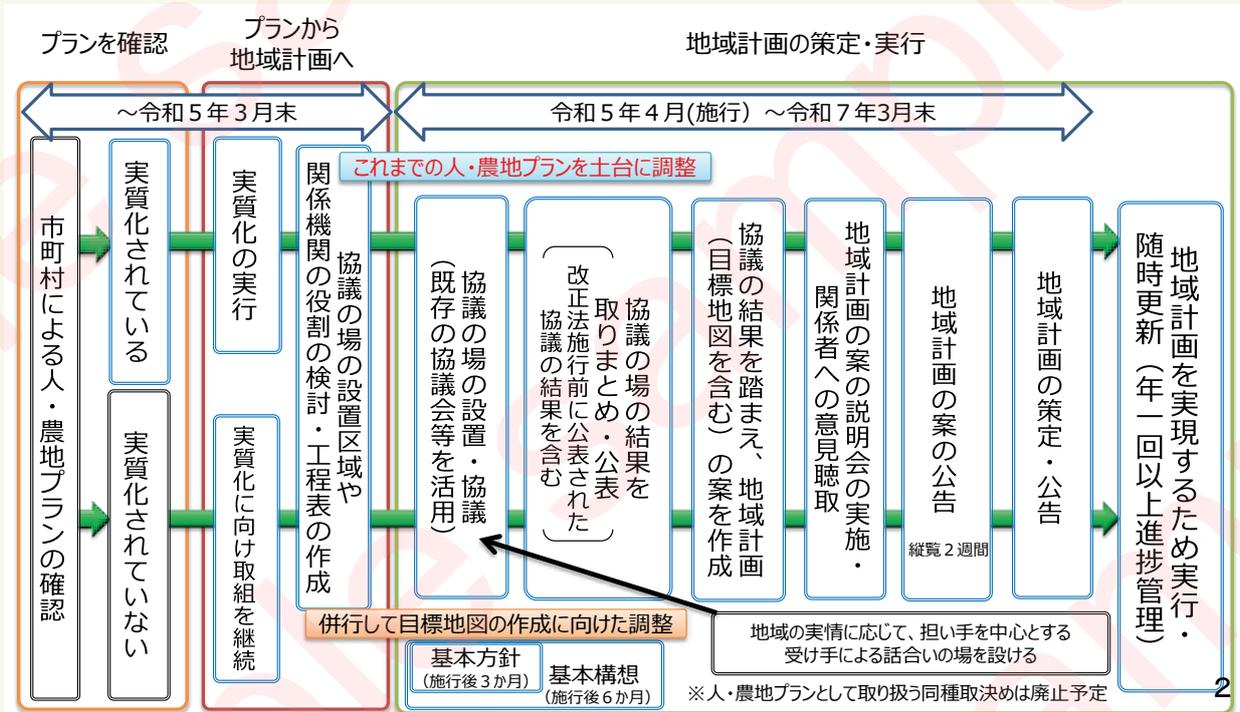
- ・中心経営体（いわゆる「担い手」）に農地を集積していく将来方針です。

地域計画

- ・地域農業の将来の在り方の計画
- ・農業を担う者（担い手＋多様な経営体＋受託を受けて農作業を行う者）ごとに利用する農地を地図に示します（目標地図）。

地域計画の策定・実行までの流れ

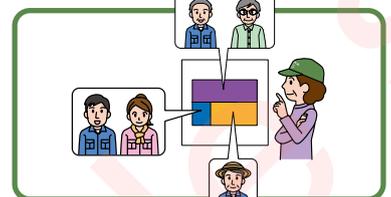
基本構想を策定している市町村は、**市街化区域**（他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く）**等を除いた区域**を対象に地域計画を策定します。



地域計画の策定に向け、早めの準備を進めましょう

地域計画の策定に向け早めに取り組みたいことは以下の通りです。

- 1 市町村部局や関係機関との打ち合せ・準備**
 - ・役割分担（市町村部局主導）
 - ・地域計画の範囲（市町村部局主導）
 - ・兼業農家や農作業受託組織の取り扱い
- 2 現況図の最新化**
 - ・耕作者の把握
 - ・所有者の把握
 - ・利用状況調査等を受けた変更点の反映
- 3 出し手・受け手の意向把握**
 - ・意向把握の実施の有無の検討
 - ・意向把握の項目、調査対象者の検討
- 4 受け手の話し合いの場の設定** ※受け手が明確な地域
 - ・受け手を集め集約化に向けた意見交換の開催
 - ・受け手等が取得したい農地の把握



協議の場の取りまとめ（記載例）

市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (123456)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落……)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日 (第〇〇回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢〇歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。
【地域の基礎的データ】農業者：〇〇人(うち50歳代以下〇人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)〇経営体、従業員等〇人
主な作物:水稲、大豆、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である〇〇について有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	〇〇ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	〇〇ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	〇〇ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

協議の場のとりまとめ（記載例）

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を〇年度までに実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

・地域内で農作業の効率化を図るため〇〇作業は〇〇事業体へ委託するとともに、それ以外の〇〇・〇〇・〇〇の作業並びに担い手が引き受けるまでの作業は、〇〇事業体に委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください。)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産物の〇〇を対象に有機農業への切り替えを段階的に進めるため、〇〇地区において管理協定の締結を進める。
- ③担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。